

# 住民投票条例 修正可決

## 審査経過

三月四日

大崎町菱田一四五九番地、海老原淳氏から、鹿児島県曾於郡大崎町条例制定請求書及び鹿児島県曾於郡大崎町条例制定請求署名簿が提出される。

三月十五日

大崎町議会本会議において、議案第二十号「大崎町の合併について意思を問う住民投票条例の制定について」が、町長から意見書を附して上程され、市町村合併問題調査特別委員会に付託される。

同日、本会議終了後、同特別委員会が開催され、審査日程・開会時間・開催場所が決定され、また、海老原淳氏への意見陳述の機会を与えることについて、日時・場所が決定される。

### 曾於郡大崎町の合併についての意思を問う住民投票条例請求の要旨

(原文)

今、国を挙げて、政治、経済、社会の各般にわたる構造改革が進められております。このような状況の中で、地方交付税の削減や公共事業の縮小など、今後国からの財政支援が期待できない中で、自主財源に乏しい町村は益々財政状況が悪化し、このままでは少子高齢化社会への対応や地方分権社会の受け皿として、その責任を果たすことは、極めて困難な状況にあると考えます。そこで大崎町でも国の指針に基づき、生き残りをかけて曾於南部法定合併協議会に参加して、これまで七回もの協議会が開催され、色々な事項が協議され、進められて来たところがあります。

ところが、「大崎の明日を考える会」から、曾於南部法定合併協議会からの離脱を求める陳情書が提出されたのを受けて、合併協議会での合併の是非の判断となる全体案を検討協議する事もなく、又、単独か合併かの選択並びに今後の行財政改革計画も検討されないうで、議会が離脱を決議したことは、住民を無視した行為であり、真に民意を反映したものとはいえませんが、この際、住民に全てを委ねて民意を問うのが当然の方策かと思えます。

従いまして、民意を問うための住民投票を求めるために、条例制定が必要であり、ここに大崎町住民投票条例制定の請求を致します。

◀委員会説明する町長



### 住民投票条例制定請求に係る町長意見書の要旨

一、曾於南部地区での合併か、単独かの選択肢を、住民説明会等で東串良町との合併を望む声があったことを踏まえて、曾於南部地区での合併か、曾於南部合併協議会から離脱(東串良町との合併協議を含む)かに修正。

二、条例のなかで、「住民投票の期日は、条例の公布の日から20日以内」となっているものを、20日間という限られた時間では無理があるために、「50日以内」に修正。

三、低い投票率では、民意を反映したとは言えないことから、住民投票条例の成立要件を、投票者数が投票資格者数の二分の一を越えたとき成立し、成立しなかったときは開票しない。